## 穂高富田地区 地区土地利用計画

## ■土地利用条例第 13 条第 1 項関係

■土地利用条例第 13 条第 1 項関係				
	(1)地区の 土地の 範囲	安曇野市穂高有明 4091 番 1、4091 番 4  [面積: 5,865 ㎡]		
必須事項	(2) 地 型 田 田 の 利 方 も で 方 向	本地区は、穂高市街地から北西に約 2.5km、広域農道から西方約 200mの地点にあり、基本区域は「田園環境区域」、景観計画上は「田園エリア」また都市計画マスタープランでは、良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・承継を図るゾーンとしている。 条例の規定による地区土地利用計画を定めることで、建築物の用途の混在、敷地の細分化などによる住環境の悪化を防止するとともに、緑豊かな居住エリアの形成を目指すものとする。 本地区を良好な一戸建て住宅を中心とする低層住宅地区としての誘導を図る。		
	(3) 地適つ的地をた開業準区正合な利図め発ののか理土用るの事基	建築物等 の用途制 限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。  1 一戸建ての住宅(自己用専用住宅)  2 ゴミステーション  3 公民館・集会所	
		建ペイ率	50%以下	
		容積率	80%以下	
		敷地面積 の最低限 度	300 ㎡(但し、ゴミステーションを除く)	
		壁面後退	建築物の外壁(出窓・戸袋を除く。以下同じ。)又はこれに代わる柱の面から農地及び道路(建築基準法第42条の規定による道路)境界線までの距離は2.0m以上、その他隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 但し、以下のいずれかに該当するものを除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2 物置等で軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内の建築物の部分 3 床面積の合計が10㎡の以内の建築物 4 床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分 5 ゴミステーション	
		建築物等 の高さの 最高限度	高さは 10m以下かつ階数は地階を除き 2 以下とする。	
		垣・さく の構造の 制限	開発道路の境界線から奥行 1.0mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 但し、地区土地利用計画区域界線、公共緑地及びゴミステーションに対する境界線についてはこの限りでない。  1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ 0.6m以下のプロック塀 3 敷地の前面道路面から高さ 0.8m以下の擁壁、石積み等。但し、道路境界線から 0.7m以上の植栽可能な空き地を設けて設置する敷地地盤面から高さ 0.1m以下のものはこの限りでない。 4 片側の幅 1.5m以下の門柱及びこれらに類するもので、敷地地盤面からの高さ 1.5m以下のもの	

## ■土地利用条例第 13 条第 2 項関係

必要に応じて定	(1)地区の利用に供 される道路、公 園その他公共施 設の整備に関す る計画	<ul> <li>1 地区内の開発道路は、県道小岩岳穂高停車場線と市道穂高 293 号を連結する形状でW=6.0mとし、市道認定を得るべく市道認定基準により築造し、工事検査完了後市に帰属させる。</li> <li>2 緑地は、法定面積以上として市に帰属させるとともに、管理は当地区により行うものとする。</li> <li>3 上水道は、安曇野市上水道に接続し、汚水は公共下水道に接続するものとする。</li> <li>4 消火施設、ゴミステーション、防犯灯、カーブミラー等の公共施設設置については、市並びに地元区の指導に従うものとする。</li> </ul>
ためられる事項	(2)その他市長が地 区の適正かつ合 理的な土地利用 を図るために必 要と認める事項	必須事項(3)に示す基準のほかは景観づくりガイドラインに順ずるものとする。(屋根の形状は除く)当地区の環境、安全の維持・保全のため次の事項についても留意する。  1 区画を資材また廃棄物置場としての利用はしない。 2 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備え、路上駐車はしない。 3 敷地地盤高は、原則として宅地造成完成時の高さを維持するものとする。 4 道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口としない。

## 位置図

